

事 務 連 絡
平成24年 4 月 2 7 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 } 御 中
東京消防庁・政令指定都市消防本部 }

消防庁予防課

火災予防条例（例）の改正内容の一部訂正について

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について」（平成24年3月27日付け消防予第125号）において、〇〇市（町・村）火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「火災予防条例（例）」という。）の改正について通知したところですが、火災予防条例（例）の改正内容を別添のとおり訂正することとします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

担当

消防庁予防課 松浦

電話 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「全出力二十キロワット以下のもの」の下に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（急速充電設備）

第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- 二 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 三 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

- 四 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 五 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 六 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- 七 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 八 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 九 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 十 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

十一 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十二 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十三 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

十四 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号の規定を準用する。

第十二条第二項中「前条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「前条第一項第三号の二」

を「第十一条第一項第三号の二」に改め、同条第四項中「前条第一項第七号」を「第十一条第一項第七号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の〇〇市（町・村）火災予防条例第十一条の二の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

火災予防条例の一部を改正する条例（例） 新旧対照表

○ 火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（変電設備）</p> <p>第十一条 屋内に設ける変電設備（全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 十（略）</p> <p>二 三（略）</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>二 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第十一条 屋内に設ける変電設備（全出力二十キロワット以下のもの を 除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 十（略）</p> <p>二 三（略）</p>

- 三 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- 四 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 五 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- 六 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- 七 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 八 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 九 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 十 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- 十一 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- 十二 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ロ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

十三 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

十四 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第一項第二号、第五号、第八号及び第九号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第十二条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 四 (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三並びに第十一条第一項の規定を準用する場合において、第三条第一項第十七条ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第十二条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 四 (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三並びに前条第一項の規定を準用する場合において、第三条第一項第十七条ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三、第十一条第一項第三号の二及び第五号から第十号まで並びに第二項並びに本条第一項の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第十七号ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力十キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が〇・八ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号（イを除く。）及び第十八号の三、第十一条第一項第七号、第八号及び第十号並びに本条第一項第二号から第四号までの規定を準用する。

一・二（略）
5（略）

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三、前条第一項第三号の二及び第五号から第十号まで並びに第二項並びに本条第一項の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第十七号ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力十キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が〇・八ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号（イを除く。）及び第十八号の三、前条第一項第七号、第八号及び第十号並びに本条第一項第二号から第四号までの規定を準用する。

一・二（略）
5（略）

【参考】訂正前と訂正後の比較表

訂正後	訂正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 一 四 （略）</p> <p>2 （内燃機関を原動力とする発電設備）</p> <p>第十二条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 一 四 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三並びに第十一条第一項の規定を準用する場合において、第三条第一項第十七条ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。</p> <p>3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第十一条の二 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力五十キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 一 四 （略）</p> <p>2 （内燃機関を原動力とする発電設備）</p> <p>第十二条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 一 四 （略）</p> <p>2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三並びに前条第一項の規定を準用する場合において、第三条第一項第十七条ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。</p> <p>3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置</p>

、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三、第十一条第三号の二及び第五号から第十号まで並びに第二項並びに本条第一項の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第十七号ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力十キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が〇・八ミリメートル以上のもにに限る。）製の外箱に収納されているもの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第七号（イを除く。）及び第十八号の三、第十一条第一項第七号、第八号及び第十号並びに本条第一項第二号から第四号までの規定を準用する。

5
（略）
一・二 （略）

、構造及び管理の基準については、第三条第一項第十七号及び第十八号の三、前条第一項第三号の二及び第五号から第十号まで並びに第二項並びに本条第一項の規定を準用する。この場合において、第三条第一項第十七号ハ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力十キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が〇・八ミリメートル以上のもにに限る。）製の外箱に収納されているもの位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第七号（イを除く。）及び第十八号の三、前条第一項第七号、第八号及び第十号並びに本条第一項第二号から第四号までの規定を準用する。

5
（略）
一・二 （略）